

○大阪府障害者施策推進協議会
手話言語条例評価部会運営要領

資料 3 (現行)

令和 2 年 1 月 29 日部会長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大阪府障害者施策推進協議会要綱第 5 条の規定に基づき、手話言語条例評価部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 部会を組織する委員（以下「部会委員」という。）は 15 人以内とする。

(会議の公開)

第 3 条 部会の会議は、会議の公開に関する指針（昭和 60 年 11 月 26 日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

(会議)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第 5 条 部会に、必要に応じて専門分科会を設置することができる。

2 専門分科会に属する委員等は、部会長が指名し、その長（以下「分科会長」という。）は、部会長がこれを兼ねる。

3 分科会長は、専門分科会の事務を掌理する。

4 分科会長に事故があるときは、専門分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

6 前条の規定にかかわらず、部会は、専門分科会の決議をもって部会の決議とすることができる。

(部会委員以外の者の意見聴取)

第 6 条 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて、意見等を述べさせることができる。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 29 日から施行する。